

船橋市エイズカウンセラー設置要綱

(設置)

第1条 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成24年1月19日厚生労働省告示第21号）に基づき、H I V・エイズ相談（以下「エイズ相談」という。）を充実し、H I V・エイズの発生の予防及びまん延の防止を図るため、H I V・エイズに関する専門的知識を有するエイズカウンセラー（以下「カウンセラー」という。）を置く。

(相談の実施日)

第2条 カウンセラーによるエイズ相談は、原則としてH I V検査日に行うものとする。

(職務)

第3条 カウンセラーの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) H I V検査の受検者からの相談に応じ、必要な助言、指導等を行うこと。
- (2) その他市長が必要と認める職務を行うこと。

(相談内容の記録)

第4条 カウンセラーは、前条の職務を行ったときは、所定の用紙に記録しなければならない。

(委嘱)

第5条 カウンセラーは、H I V・エイズに関する専門的な知識及び豊富な相談経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 カウンセラーの定数は、5人以内とする。

(任期)

第6条 カウンセラーの任期は、2年とする。ただし、他のエイズカウンセラーの委嘱期間中に新規に委嘱した者にあつては、他のエイズカウンセラーの任期終了日をもって任期終了とする。

2 カウンセラーは、再任されることができる。

(報償)

第7条 カウンセラーに対する報償は、エイズ相談1日の従事につき10,000円とする。

(公務上の災害補償)

第8条 カウンセラーが公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）

の規定に準じて補償する。

(守秘義務)

第9条 カウンセラーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委嘱の解除)

第10条 市長は、カウンセラーが次の各号の一に該当する場合は、当該相談員の委嘱を解除することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) カウンセラーとしてふさわしくないと認められるとき。
- (4) 本人から辞職したい旨の申し出があったとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。